

中心市街地の全体構想

平成 24 年 8 月

厚 木 市

1 背 景

本厚木駅周辺は、昭和30年代から土地区画整理事業を始め、小田急線本厚木駅の高架事業や市街地再開発事業などにより発展し、成熟した都市が形成されてきました。

近年、少子・高齢化の進展や人口減少社会の到来、特に中心市街地では、大型店舗の撤退など社会経済情勢は大きく変化し、中心市街地における都市機能が低下していることから、活性化が大きな課題となっています。

こうした状況の下、これまで中心市街地にかかわるまちづくりの計画（業務核都市、中心市街地活性化基本計画など）が策定され、諸事業を推進している中、特に中心市街地におけるまちづくりの全体像を分かりやすく表現し、市民の皆様と力を合わせ、夢と希望に満ちあふれた「県央の雄都」にふさわしいまちづくりを進めることが求められています。

2 趣 旨

第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」（以下、「あつぎ元気プラン」といいます。）に掲げる将来都市像「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」の実現に向けて、活力とにぎわいのあるまちづくりを推進するものです。

中心市街地の全体構想（以下、「全体構想」といいます。）は、本厚木駅周辺にかかわる各事業の計画を踏まえ、課題や市民ニーズに対応するまちづくりの目標を定め、中心市街地のまちづくりを分かりやすく表現することにより、中心市街地の将来像に向かって、市民の皆様と共通の理解の下で取り組む指針として作成しました。

3 全体構想の位置付け

あつぎ元気プランを始め、「厚木市都市マスタープラン」など、各計画及び市民意見の集約版として、今後のまちづくりに活用するものです。

なお、全体構想の目標年次は、おおむね10年後を想定して作成しています。

4 経 緯

（1）中心市街地のまちづくりに関する主な計画や方針の経緯

平成9年3月に厚木業務核都市基本構想の承認を受け、平成11年3月に厚木業務核都市推進基本計画を策定しました。

平成12年3月には、業務核都市における業務施設集積地区（本厚木駅周辺地区）とおおむね同様の範囲約100ヘクタールにおいて、市街地の整備・改善と商業等の活性化を目指す中心市街地活性化基本計画を策定しました。

その後、平成16年5月には、本厚木駅周辺地域約20ヘクタールにおいて、にぎわいのある複合市街地の形成を目指し、都市再生緊急整備地域の第四次指定を受けました。

平成21年3月には、すべての計画の基本であり、行政運営の総合的な指針となるあつぎ元気プランを策定し、併せて、都市計画に関する基本的な方針である厚木市都市マスタープランの改定を行いました。

その他、厚木都市計画都市再開発方針（神奈川県）の改定が平成21年9月に行われています。

（2）全体構想策定の経緯

平成22年度に庁内関係課や関係機関との協議を踏まえ、中心市街地の全体構想(案)として、「中心市街地のまちづくり」をまとめました。

これを基に、平成22年11月5日、公募による市民や各団体組織の代表者及び学識経験者の方々14人による「厚木市中心市街地まちづくり会議」(以下、「まちづくり会議」といいます。)を組織し、計6回にわたる会議の中で、全体構想(案)について、様々な視点から検討・提案が行われました。

その結果、平成24年2月2日にまちづくり会議から、中心市街地のまちづくりについて議論された意見や提案が「提言書」としてまとめられ、市に提出されました。

こうした意見等を踏まえ、庁内組織等で検討・協議を重ね、現段階の全体構想に至っています。

5 中心市街地の定義

この全体構想に掲げる中心市街地は、本厚木駅周辺の商業地域を中心とする範囲とし、おおむね業務核都市における業務施設集積地区（本厚木駅周辺地区約100ヘクタール）と同様の範囲となりますが、それぞれの事業計画の考え方やまちづくりの性格上、明確に範囲を区切るものではありません。

6 中心市街地を取り巻く課題と取組

（1）人 口

厚木市全体の人口は、平成20年12月をピークに減少傾向にありましたが、最近の状況を見ますと、本年4月の人口動態が過去3年間で最も多い増加を見せるなど、回復傾向にあります。また、中心市街地を含む厚木地区の人口は、市全体の人口が減少傾向にある中でも増加傾向が続いています。

一方、中心市街地における歩行者数は、平日、休日ともに平成12年以降、年々減少傾向にありますが、本厚木駅周辺においては平成22年頃からマンション建設が再開され、今後も利便性の高い街なか居住が促進される傾向にあると考えられます。

こうした中で、本市では、定住促進を図るためのマイホーム取得助成事業などに取り組みとともに、子育て支援事業として、子ども医療費の助成対象の拡大（中学生まで）や紙おむつの支給など、子育て日常生活支援等を行っています。

(2) 商業・業務

商業動態は、「商店数」「従業員数」「年間販売額」「売場面積」について、それぞれ平成11年以降、年々減少傾向にあります。市全体に対して中心市街地が占める割合は、それぞれ2割程度となっており、この割合についても減少傾向にあります。

また、オフィス需要は、空室率が20%近くあり、ビルの上層階に空室が発生している状況が見受けられます。

一方、平成19年の市内の年間商品販売額は、2,800億円であり、近隣の平塚市2,677億円、大和市2,294億円、海老名市1,422億円を上回っている状況です。

こうした状況を受け、本市では市街地商業活性化事業として、にぎわい爆発あつぎ国際大道芸の開催や中心市街地の空き店舗対策などを行っています。

(3) 交通

小田急線本厚木駅の1日平均乗降人員は、14万人を超え、小田急線全70駅中6番目に多い駅となっており、昼夜間人口比率も114.9%と非常に高い数値となっています。

バスセンターについては、通勤時間帯のバス集中、乗降場の分かりやすさ、乗降環境の向上を課題ととらえています。

本厚木駅前南口広場は、バス、タクシー、一般車等の錯そうや、歩行者の危険横断が発生しています。また、本厚木駅北口広場では、一般車の通行について時間規制があり、一般車の送迎空間がない状況があります。

このような状況の中、中心市街地で歩行者などがスムーズに移動できるよう、利便性、安全性に配慮した交通環境の整備が望まれていることから、本市では、無電柱化に併せ快適な歩行空間を創出するタウンモールの整備を始め、駐輪場の整備や新たな公共交通システム「連節バス」の運行支援など、様々な取組を行っています。

(4) 安心・安全

中心市街地では、特に夜間において、迷惑な客引き行為が依然として発生している状況が見られ、市民の体感治安不安感の回復が課題となっています。

また、災害に備え、建築物の一部では、不燃化や耐震化の推進が求められているとともに、道路についてもユニバーサルデザインに向けた整備を更に推進していく必要があります。

こうしたことから、本市では平成22年9月には、国内3番目となるWHO(世界保健機関)セーフコミュニティの認証を受け、事故やけがの予防に向けた取組を市民との協働により推進しています。

その他、駅前広場内への交番の移転や「セーフティステーション番屋」を繁華街の中心に設置するなど、本厚木駅周辺の環境浄化対策等に積極的に取り組んでいます。

こうしたことにより、市内で認知された刑法犯の件数は、平成13年度7,163件に対し、平成22年度3,100件と、4,063件減少(56.7%)しています。

7 今後の方向性

(1) 将来像

『魅力ある安全・快適な拠点性の高い交流のまち あつぎ』

厚木市都市マスタープランでは、平成21年3月に社会経済情勢の変化を背景とし、中心市街地のにぎわいを取り戻すための街なか居住の推進、高齢社会に対応するための公共交通及び環境との共生や美しい街なみの形成のための都市緑化などを視点に改定を行いました。中心市街地の将来像は、この都市マスタープランの厚木地域の地域別構想に掲げている『魅力ある安全・快適な拠点性の高い交流のまち あつぎ』とします。

(2) まちづくりのテーマ

『歩いて楽しいまち』

子どもから高齢者までが、快適に利用できる利便性の高い都市機能を整え、子育て・教育環境の充実を図ります。

さらに、身近な相模川との共生、魅力ある店舗の効果的な配置、デザインされた街なみ整備、文化芸術の導入などにより、まちの個性と景観を創出します。

これらのまちづくりによって、誰もが暮らしやすく、訪れてみたくなる『歩いて楽しいまち』を目指します。

このまちづくりのテーマ「歩いて楽しいまち」は、まちづくり会議の議論において、共通のテーマとして導き出されたものです。

厚木市のにぎわいと活力ある拠点都市としての課題は、新たな都市の価値の創造を目指して、厚木市の独自性、優位性をより高めるため、高度の文化・芸術の創造、人と人とが交流する場と機会の確保、国際感覚の醸成など、厚木市固有の都市のアイデンティティの形成が求められています。このことから、テーマのとおり中心市街地に「歩いて楽しい」と言われる「厚木市の個性を創造する都市づくり」を進めることが重要であるととらえています。

(3) まちづくりの目標（ジャンル別の構想）

ア 誰もが暮らしやすいまちづくり

『生活拠点(商業・文化・医療・福祉 等)が複合化し、多様な世代が住み心地良く暮らせる住環境を整えます。』

【主な施策】

(仮称) あつぎ元気館の整備

良好な都市型住宅の供給

快適な歩行空間や憩いの空間の整備

業務機能を集積し、業務核都市を推進

自治基本条例による市民参加のまちづくり、街なみの創出

あつぎ元気プランの基本計画では、まちづくりの分野で、持続性のある都市の発展を進める戦略として、快適生活空間の創出を図る快適政策を掲げ、にぎわいあふれる快適で利便性の高いまちづくりを進めています。今後も、社会経済情勢の変化への対応として、コンパクトな都市づくりの必要性から、街なか居住の推進など、様々な視点からの取組を進めていきます。

また、「厚木市移動円滑化基本構想」に基づき、駅周辺における重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することにより、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めています。

イ 環境にやさしいまちづくり

『省資源化や地域環境に配慮した、「エコ」で「クリーン」な都市を目指します。』

【主な施策】

- 建築物や市街地の緑化推進
- 新エネルギー（太陽光、風力等）の導入推進
- 都市公園の整備やオープンスペースの創出

「厚木市環境基本計画」では、市民、事業者、民間団体・組織の皆様と行政が協働し、地球にやさしい、良好で活力ある環境を創造していくため、取組の方向や具体的な施策、推進体制が示され、まちづくりにおいてもこの目標を推進しています。

ウ 来てよかった、また来たくなるまちづくり

『魅力ある駅周辺の顔づくりを始め、都市基盤を再整備し、快適で気軽にまち歩きができる空間を提供することで「訪れてみたくなる」まちにします。』

【主な施策】

- 公共施設の再配置やバリアフリー・無電柱化
- 景観やサインなどデザインされた街なみの形成
- 公共交通優先策や自転車対策など交通結節点機能の向上
- 魅力ある店舗や通り、イベントやくつろぎ空間の効果的配置

あつぎ元気プランでは、基本施策である中心市街地の活性化において、中心市街地のにぎわい創出のため商店会や市民、企業との連携によるイベントなどの開催を盛り込んでいます。

厚木市都市マスタープランでは、都市中心拠点として、厚木市の顔にふさわしい拠点形成により、市民や訪れる人が集まる、活力やにぎわいの中心として、高度な都市機能の充実を目指しています。

また、「厚木市民意識調査」では、駅周辺の活気について、悪いイメージが増加していることから、来街者の増加に結びつく、魅力的な取組が重要であると認識し、目標に掲げています。

なお、まちづくり会議では、「歩いて楽しいまち」に向け、「デザインを取り入れたまちづくり」、「駅周辺のにぎわいを高めるまちづくり」及び「既存資源・ストックを活用したまちづくり」といった視点から多くの意見を頂いています。

エ 安心・安全なまちづくり

『防犯や事故防止、防災等に市民協働で取り組み、安心・安全な生活環境を実現します。』

【主な施策】

- セーフコミュニティの推進
- 市民協働による防災対策推進
- 厚木市立病院の再整備
- 建築物の不燃化、耐震化推進
- 寿町防災まちづくり

あつぎ元気プランでは、セーフコミュニティの推進、快適な生活安全の向上及び総合防災力の向上などが施策として位置付けられており、安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

また、「厚木市民満足度調査」においても安心・安全にかかわる項目は、非常に高い重要度を示しています。

「厚木市都市防災基本計画」では、災害に強く壊れないまちをつくるため、計画的なまちづくりを進めています。

「厚木市地域防災計画」については、東日本大震災を教訓とし、あらゆる角度から計画を検証し、災害への備えを充実させるための見直しを行っています。

オ 川と共生するまちづくり

『水と人々が集まる、ふれあいとにぎわいの拠点として水辺の環境整備を進め、河川との共生により中心市街地の個性と魅力をより高めます。』

【主な施策】

- 親水空間整備と自然環境保全
- 相模川へのアクセス整備
- 屋形船、バラ園、飲食空間等の水辺レジャーによるにぎわい創出

「厚木市水辺ふれあい構想」では、「市全域の水辺を対象に憩いと活動の場の再生と創出に努め、水辺と人との触れ合いをより身近にする新たなまちづくりを進めることで、心安らく環境と元気なあつぎ」を目指します。

特に中心市街地と深くかかわりのある相模川については、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」を作成し、三川合流点地区の整備方針において、中心市街地と一体となった利活用等を計画しています。

また、まちづくり会議においても相模川活用について多くの意見があり、厚木市

の個性を創造する都市づくりの一つとしてまちづくりの目標に定めます。

カ 文化芸術のまちづくり

『身近に文化芸術に触れ、親しむことができる環境を整え、心豊かな生活を実現します。』

【主な施策】

- （仮称）あつぎ元気館の整備
- 駅至近でのにぎわいホールの整備
- 街なかのイベント空間の整備
- 市民協働による文化芸術活動の振興
- 歴史や文芸の道づくり（機能集積）

「厚木市文化芸術振興プラン」では、本市の豊富な文化資源を活用し、文化性の高いまちのイメージを確立する必要があるとあり、社会情勢や文化芸術に関する市民ニーズをとらえ、複数の施策を組み合わせた文化芸術振興が求められていることから、まちのにぎわいの創出、福祉、文化交流、教育を中心に、まちづくりの課題への文化芸術を通じたアプローチを図っていくことを目標に掲げます。

また、まちづくり会議においては、「文化芸術をいかしたまちづくり」の必要性について意見を頂いています。

キ 子育て支援・教育が充実したまちづくり

『子どもが元気で心豊かに育つ環境を整え、あつぎの取組を市内外へPRします。』

【主な施策】

- 子育てや教育環境の整備
- 官と民との複合施設建設
- 公共施設を有効に配置

あつぎ元気プランでは、「子育て環境の充実や学校教育の充実」を位置付けるとともに、三大改革の一つとして「子育て・教育環境日本一」を掲げるなど、あらゆる視点から積極的に子育て教育環境の充実に取り組んでいます。

「あつぎこども未来プラン」の基本目標では、「子どもが元気で心豊かに育つ環境づくり」、「子育ての楽しさ・喜びを実感できる暮らしづくり」及び「みんなで子どもと子育て家庭をサポートする体制づくり」の三つを掲げています。そして、子どもの様々な学習の機会やスポーツ活動の推進、子どもの生きる力をはぐくむ教育環境の充実、子どもの居場所づくりなどをまちづくりの目標に掲げていることから、これらの方向性を取り入れ、子育て支援に取り組めます。

また、「厚木市教育充実プラン」では、「自ら学び、鍛え、未来を切り拓くためのたくましい力の育成」、「自他を大切にし、互いを認め合える豊かな心の育成」及び「社会の一員として共に支えあい、よりよい社会を築いていく力の育成」を基本目

標に掲げています。教育委員会では、基本目標の実現に向けて、「確かな学力」を身に付ける教育や豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進するなど、未来を担うひとづくりに取り組みます。

(4) まちづくりの進め方

この全体構想の目標年次は、おおむね10年後を想定して作成していますが、一部将来展望も加えています。

中心市街地のまちづくりを進めるためには、地域住民や権利者、商業者などによるまちづくりの活動を推進していくことが重要です。

具体的な手法としましては、公共事業による直接整備のほか、民間資本を活用した市街地再開発事業や官民協働事業などの手法により、都市機能の更新や中心市街地にふさわしい特徴を持った街なみへの誘導策を行うことなどがあります。

さらに、まちづくりへのインセンティブ施策により活発に民間事業者の参入を促すことやイベントなどによるシティセールスを積極的に展開し、あらゆる機会をとらえて、厚木の良さを発信し、訪れる機会をより多く創出していくなど、多角的な取組が必要です。

まちづくりの進め方としましては、七つのまちづくりの目標に向かって、それぞれが情報を共有し、連携し合って進めることが重要であり、また、国の活性化の基本方針で示されている「あらゆる世代が暮らしやすい、歩いて暮らせるまちづくり」の必要性からも、まちづくりのテーマである「歩いて楽しいまち」を目指します。

現在、中心市街地の都市再生緊急整備地域約20ヘクタールに社会資本総合整備事業における「都市再生整備計画」の区域を重ね、「本厚木駅周辺地区」として「中心市街地のにぎわいと誰もが安心して安全に暮らせる快適空間の創出」を目標に、平成24年度から5箇年の計画で、国からの交付金を活用した事業を展開しています。この計画の中で、(仮称)あつぎ元気館の取得・整備など都市再生に向けた多くの取組を進めていきます。

8 参 考

平成12年3月策定 厚木市中心市街地活性化基本計画(旧法)【本厚木駅周辺 約100ha】
市街地の整備改善と商業等の活性化を目指す基本計画。

平成16年5月指定 都市再生緊急整備地域【本厚木駅周辺地域 約20ha】

地域整備方針を定め、安心・安全でにぎわいのある複合市街地形成を目指すとともに、都市計画の規制緩和や金融支援、税の特例措置などにより民間開発を誘導。

平成18年4月改定 厚木業務核都市業務・施設集積地区【本厚木駅周辺 約100ha】

平成11年3月策定。本厚木駅周辺地区を業務施設集積地区の一つに指定。市街地再開発事業等の促進などにより高密度な機能集積と拠点性を高め、業務核都市のセンター地区として育成、整備を図る。

平成21年3月策定 第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」

本市の将来都市像とまちづくりの目標を明確にし、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための市の最上位計画として策定。

平成21年3月改定 厚木市都市マスタープラン

平成10年3月策定。本厚木駅周辺を都市中心拠点に位置付け、交通体系、都市景観、防災など部門別整備方針、地域別構想等を定める。

平成21年3月策定 厚木市文化芸術振興プラン

自然との共生を意識した文化芸術によるまちのイメージアップ、まちづくりの課題への文化芸術を通じたアプローチ及び文化芸術振興を図るための体制整備を基本方針として策定。

平成21年9月改定 厚木都市計画都市再開発方針

平成2年12月策定(神奈川県)。一号市街地【本厚木駅北側地区約135ha・同南側地区約55ha】、二項再開発地区【中町周辺地区約7.7ha、本厚木駅南口地区約1.2haほか】などを定める。

平成22年3月策定 あつぎこども未来プラン

未来を創る子どもたちが健やかに生まれ成長するよう、更なる子育て環境の充実を図るため新たな計画として策定。

平成24年2月改定 第2期厚木市教育充実プラン

平成21年3月第1期策定。国の教育振興基本計画の内容を踏まえ、教育委員会基本目標及び基本方針を実現するための実施計画として策定。